

別 紙

答申第139号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第7条第3号に該当するものとして行った非公開決定について、同号該当性を前提に判断すれば、別表1に掲げる部分を除き公開すべきである。

ただし、本件対象公文書は、条例の規定が適用されない可能性があったものと認められるため、このことについては付言で詳論する。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成29年12月26日に本件審査請求人より条例第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公開請求の内容は、「A株式会社（以下「A社」という。）について、〇〇警察署・島根県警へ回答した情報一切（平成〇年、平成〇年）」である。

(3) この請求に対して実施機関は、「請求のあった公文書が多量であり、文書の特定に時間がかかるため」として、平成30年2月8日まで公開決定等の期間を延長した。その後、当該期間を経過した平成30年2月26日付けで、次のような決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

A社について、〇〇警察署・島根県警へ回答した情報一切（平成〇年～平成〇年）

イ 決定内容

非公開決定

ウ 公開しない理由

条例第7条第3号に該当

公開することにより、法人の競争上の地位、正当な利益を害すると認められるため。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として平成30年4月27日に審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成30年9月5日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

非公開決定を取り消し、全公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第7条第3号に該当しない。

私は生活保全上の利害関係者であり、知る権利がある。

イ 実施機関は非公開理由説明書で、B株式会社（以下「B社」という。）に社号が変更されているとしているが、A社は、C株式会社（以下「C社」という。）に合併し、法人として消滅している。C社が名称変更してB社となっている。

したがって、A社とB社は、たとえ、施設を継承し、法人の代表者等役員も

同族であったとしても、法的には別会社である。

このことは、平成〇年に起こしたA社の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇訴訟からも明らかである。平成〇年にA社が消滅し、訴えの利益がなくなった。B社に継承したので、B社の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇訴訟に変更したいと訴えたが、裁判所に認められず、A社の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による損害賠償への訴えの変更のみ認められた。

産業廃棄物処理法では、欠格事項があるが、A社の違法行為は、B社の違法行為に該当せず、欠格事項には無関係である。これらのことから、法的に全くの別法人といえる。

ウ 請求のあった公文書を公開することにより、B社の社会的信用や社会的評価が損なわれるとあるが、違法行為をしていなければ、それらは損なわれることはない。しかも〇年以上も経過した事案である。政府の非公開だった公文書も数十年したら公開されるものもある。

違法行為があるなら、法人の代表者をはじめ、役員、施設が同じであるから、当然、公開されなければいけない。なぜならば、A社のみならず、B社は、人の健康を害するおそれがあると法で規定された特別管理産業廃棄物を処理しているからである。私たち住民は、B社周辺で暮らし、その煙、粉じん等を吸い込んでいる。

エ 非公開は正義に反する。人の生命に関することなので公開すべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張は次のとおりである。

ア 公文書公開請求のあった対象法人A社は、平成〇年にC社と合併し、B社に社号が変更されている。

また、A社が設置した産業廃棄物処理施設についても、B社に承継されている。

現在、A社は法人としては存在していないが、B社はA社の事業を承継しており、さらに、法人の代表者も同族で引き継がれていることから、実質上一体のもものと見なされる。

イ このため、請求のあった公文書を公開することにより、B社の社会的信用や社会的評価が損なわれることとなり、競争上の地位やその他正当な利益を害すると認められ、条例第7条第3号に該当するものと判断されるため、非公開決定とした。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書及び審査対象について

本件対象公文書は、「A社について、〇〇警察署・島根県警へ回答した情報一切（平成〇年～平成〇年）」である。当審査会が条例第24条の規定に基づき、実施機関に対して本件決定に係る公文書の提出を求めたところ、回答時期等により①から⑧までに区分された公文書及び、区分ごとの日付及び件名を記した一覧表が提出された。区分ごとの公文書の概要は別表2のとおりである。

なお、審査請求人は、実施機関が非公開とした公文書全部の公開を求めていることから、当審査会は、別表2に記載する公文書全体を審査の対象とする。

(3) 本件決定について

本件決定に係る公文書は、付言で述べるとおり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」にあたる可能性があり、この場合には、条例第38条により条例の規定は適用されないこととなる。

しかしながら、実施機関は条例第7条第3号に該当するものとして本件決定を行っており、また、審査請求人も同条同号に該当しないと主張して公文書の全部公開を求めていることから、当審査会としては、同条同号の該当性について審査することとする。

(4) 条例第7条第3号該当性について

ア 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報を非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにははならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

イ 実施機関は、公文書を公開すると、本件請求の対象である法人（以下「対象法人」という。）の事業を承継しており、実質上一体のものとみなされる法人（以下「承継法人」という。）の競争上の地位やその他正当な利益を害すると認められると主張し非公開としている。一方、審査請求人は、対象法人は合併により消滅していることから、たとえ承継法人が施設を継承し、代表者等の役員も同族であったとしても法的には全くの別法人であると主張している。この点について、当審査会において商業登記簿等を確認したところ、対象法人は、承継法人に吸収合併され解散しており、消滅していることが認められた。

しかしながら、会社法（平成17年法律第86号）第2条第27号の規定によれば、吸収合併とは、「合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。」とされており、また、承継法人は対象法人と同一の事業所所在地で、同一の施設を使用し、なおかつ、その代表者等役員の構成もほぼ同様であるため、承継法人は対象法人と実質上一体のものとみなされるという実施機関の主張自体は否定できない。そのため、本件対象公文書を公開することによって承継法人に生じる支障の有無について、以下検討する。

ウ 当審査会で対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした公文書は、廃棄物処理法等に係る捜査に関して警察から実施機関に対しなされた照会に係る文書、照会に対する実施機関からの回答及びこれに添付された文書であることを確認した。

これらの公文書について、その内容から、

(ア) 廃棄物処理法に基づく処理業等の許可状況とその経歴、及び水質汚濁防止法に基づく届出に関するもの

(イ) 対象法人から実施機関への届出書面の提出等の有無に関するもの

(ウ) 実施機関が対象法人に発した勧告及び対象法人への立入検査や指導に関するもの、に分類し、本号該当性を判断する。

(ア)に係る公文書のうち、廃棄物処理法に基づく処理業等の許可等の内容は、許可証にも記載されるものである。許可証は、法令の規定により排出事業者との処理に係る契約を締結する際に添付する必要があること、また、事業者によっては許可証をインターネット等で公開している場合もあるため、これらの内容を公開しても、承継法人の正当な利益を害するとは認められない。また、水質汚濁防止法に基づく届出に関するものについても、法定の届出書面であり、これらの記載内容を公開しても、承継法人の正当な利益を害するとは認められない。

(イ)に係る公文書の内容は、単なる事実の確認及びこれに対する回答であり、これらの内容を公開しても承継法人の正当な利益を害するとは認められない。

(ウ)に係る公文書の内容は、実施機関が対象法人に対して発した勧告や立入検査を行った際の指導、これを受けて対象法人が行った措置の状況に関するものである。これらの内容は一般的には公表されるものではなく、公開することにより、法人の社会的な信用や評価が低下するおそれがあるなど、本号に該当する可能性があるとは認められる。

しかしながら、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業は、その事業の性質上、事業活動の状況如何によっては、周辺住民の健康や自然環境に悪影響を与えるおそれのある事業であることは否めない。

今回の対象法人に関する請求に係る公文書の内容のうち、実施機関が行った検査や指導について、対象法人に係る情報を公開することは、住民の生命、健康等の保護のために必要であるといえる。また、対象法人の事業の性質や責任を考えると、法人が情報を公開されることにより受ける不利益は受忍すべきものであり、このことは、承継法人においても同様である。

したがって、本号本文に該当する場合でも、ただし書に該当するものとして公開すべきである。

エ なお、本件対象公文書には、対象法人の代表者印が押印された文書があるため、この点の本号該当性を検討する。

印影に関する情報は、法人の内部管理に関する情報であり取引上又は法律上重要な役割を持ち、取引関係にない者に対してまで広く公開することを予定しているとはいえないため、公開すると偽造、悪用されるなど法人の正当な利益を害するおそれがある。本件の場合、対象法人は吸収合併により消滅しているものの、存続する法人がその権利義務の全部を承継することから、承継法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められるため、本号に該当し非公開とすべきである。

(5) 条例第7条第2号について

本件決定では、実施機関が条例第7条第2号に該当するとして非公開とした部分はないものの、上記(4)のとおり当審査会が公開すべきと判断した対象公文書には、氏名等個人に関する情報が記載されているため、これらの本号該当性を以下検討する。

(6) 条例第7条第2号該当性について

ア 本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。

また、個人のプライバシーの概念は抽象的でありその具体的な内容や保護すべき範囲が明確でなく、規定することは困難性が伴うことから、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報は非公開とすること及び個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報については、公開できないものであることを定めている。

イ 当審査会で対象公文書を見分したところ、別表2の公文書中には、別表1のとおり、警察担当者氏名、対象法人役員の生年月日・本籍・住所、個人の携帯電話番号及び対象法人以外の事業所の社員氏名・登録番号・個人印影の情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、本号に該当し非公開が妥当である。

なお、警察担当者氏名については、本号ただし書ウに規定する公務員の職務の遂行に係る情報であるが、当該公務員の職は島根県情報公開条例施行規則(平成13年3月27日島根県規則第10号)第3条に定める職であると認められるため、公開しなければならない情報にはあたらない。

(7) 条例第7条第6号について

本件決定においては、実施機関が条例第7条第6号に該当するとして非公開とした部分はないものの、上記(4)のとおり当審査会が公開すべきと判断した対象公文書には、下記(8)イの情報が記載されているため、この本号該当性を以下検討する。

(8) 条例第7条第6号該当性について

ア 本号は、県の機関等が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

「適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものをいう。また、支障の程度については、名目的なものではなく実質的なものであることが要求されている。

イ 当審査会で対象公文書を見分したところ、別表2の公文書中には、別表1のとおり、警察の内線電話番号が記載されていることを確認した。

この内線電話番号は一般には公開されていないものであるため、これを公開すると、通常業務における必要な連絡や突発事故への対応をはじめとする警察内の連絡に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められることから、本号に該当するものとして非公開が妥当である。

(9) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」とおり判断する。

6 付言

(1) 公開決定等の期限を経過して決定を行ったことについて

実施機関は、本件公開請求において、条例第 12 条第 2 項の規定に基づき公開決定の期限を延長したが、その期限を経過して本件決定を行った。

この点について、当審査会から実施機関に説明を求めたところ、実施機関の説明は以下のとおりであった。

該当する文書は、警察からの照会のみでなく、警察と協議をした際の協議記録や電話録取等も考えられたため、当該期間の文書を確認するのに相当の時間を要した。その結果、環境政策課、廃棄物対策課には該当する公文書が存在しないことが判り、〇〇保健所に確認したところ〇〇保健所には当該公文書が存在することが判明した。公開決定等を行う所属が〇〇保健所となったことから、改めて総務課から公文書公開請求書が〇〇保健所宛てに送付され、事務処理を行ったため延長後の決定期間を経過してしまった。

以上の実施機関の説明について、その請求内容から広範な確認が必要であったことは理解できるものの、条例に規定する期限を経過することは、公開を期待する請求者の不利益につながりかねないものであり、今後、条例に従い期間内に公開決定等ができるよう適切な事務処理を行うことを望みたい。

(2) 条例第 38 条（適用除外）の該当性について

上記 5 (3) で述べたとおり、実施機関は本件公開請求の対象として特定した公文書全てを第 7 条第 3 号該当として非公開としているが、これらの公文書の内容は、警察からの照会及びこれに対する実施機関の回答に係るものであり、刑訴法第 53 条の 2 第 1 項に規定する「訴訟に関する書類」に該当する可能性がある。条例第 38 条において、「法律の規定により、『行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）』の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。」とされているため、この点について付言する。

刑訴法第 53 条の 2 第 1 項は、「訴訟に関する書類」について、情報公開法の規定は適用しないことを定めているが、これは刑訴法を初めとする各規定により、それに記録された情報の特殊性に応じて公開が認められているところを超えて情報公開法により公文書の公開が認められることになることになるとすると、各種の弊害が生じ、刑訴法等の規定による規律が無意義になるおそれがあることから、公訴の提起のない被疑事件に係るものを含め、「訴訟に関する書類」である公文書の公開の取扱いについては、これらの規定により規律されているところに委ね、情報公開法の規定の適用を排除することとしたものと解されている。

この「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、捜査の過程で作成・取得されたものも含まれる。また、保管者を問わないことから、裁判所・裁判官に限らず検察官・弁護士・司法警察職員その他第三者が保管する書類も含むと解され、実施機関が保有するものも同様である。

なお、起訴に至らない場合にはその記録は、裁判の証拠資料としては公判廷に提出されず、公開の法廷における審査対象とはならないが、捜査密行の原則の下に取得され、かつ、起訴に至らない段階における犯罪の嫌疑の有無に関するものであるため、関係者のプライバシー保護の要請は一層強く働くものと考えられる。また、当該事件自体が起訴されないものであっても、その記録が公開された場合には、関連事件の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼす可能性があるほか、他の事件においても、公開されることを危惧し、その関係者が今後の捜査等への協力を躊躇することなどによる将来の刑事訴訟手続きへの支障のおそれも否定できな

い。

これらを踏まえれば、本件請求については条例第 38 条に規定する、条例の規定を適用しないという決定とすることもできたと思料され、今後、条例を適正に解釈して決定を行うことを望みたい。

なお、一方で「訴訟に関する書類」の範囲を広く捉えすぎると、本来公開請求の対象であり、公開可能であるはずの情報が公開されず、結果として、本来は請求者が知ることができるはずであった情報を、知り得なくなることも想定される。

このことは、条例に明記する「県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利」を侵害することにつながるおそれがあるため、「訴訟に関する書類」の判断にあたっては、個々の事案に即したうえで、厳格に運用される必要がある。

別表 1

対象公文書 区分	ページ	公開しない部分	公開しない理由
①	9, 11 9, 11	警察担当者氏名 警察内線電話番号	2号 6号
②	3, 5, 7 3, 5, 7 21, 51 25, 53	警察担当者氏名 警察内線電話番号 法人代表者印 役員の生年月日、本籍、住所	2号 6号 3号 2号
③	11 11	警察担当者氏名 警察内線電話番号	2号 6号
④	11, 21, 23, 25, 27, 29, 45, 47, 49, 51, 69, 77, 79, 81, 83, 95, 97, 99, 101 53, 103 53, 103	法人代表者印 警察担当者氏名 警察内線電話番号	3号 2号 6号
⑤	3, 5, 7, 9, 11 3, 5, 7, 9, 11 18, 21, 25, 27, 28, 29, 32, 37, 44, 47, 56, 68, 80, 87, 95, 103, 106, 109, 110, 111, 113, 114, 115, 116, 117, 121 33, 38, 48, 81, 96, 116	警察担当者氏名 警察内線電話番号 法人代表者印 役員の生年月日、本籍、住所	2号 6号 3号 2号
⑥	1 7, 15 7, 15 9	個人の携帯電話番号 警察担当者氏名 警察内線電話番号 法人代表者印	2号 2号 6号 3号
⑦	3, 51, 53, 57 3, 51, 53, 57 17, 31, 39, 45, 47, 49, 59, 95, 99 87, 89, 93	警察担当者氏名 警察内線電話番号 法人代表者印 対象法人以外の事業所の社員 氏名、登録番号、個人印の印影	2号 6号 3号 2号
⑧	3 3 9, 15, 17, 21	警察担当者氏名 警察内線電話番号 法人代表者印	2号 6号 3号

別表 2 【本件対象公文書】

番号	年月日	概要	枚数
①	平成〇年 9月29日	廃棄物処理法に係る捜査に関する照会及び回答	6
②	平成〇年 9月16日	廃棄物処理法に係る捜査に関する照会及び回答	31
③	平成〇年 9月 1日	廃棄物処理法に係る捜査に関する照会及び回答	6
④	平成〇年 1月30日	水質汚濁防止法に係る捜査に関する照会及び回答	52
⑤	平成〇年12月10日	廃棄物処理法に係る捜査に関する照会及び回答	61
⑥	平成〇年 8月 6日	廃棄物処理法に係る捜査に関する照会及び回答	8
⑦	平成〇年 8月 1日	廃棄物処理法に係る捜査に関する照会及び回答	51
⑧	平成〇年 1月24日	廃棄物処理法に係る捜査に関する照会及び回答	11
合 計			226

(諮問第169号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年 9月 5日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成30年 9月26日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成30年10月26日	審査請求人の意見書を受理
令和 元年12月12日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 2年 1月17日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 2年 2月20日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 2年 3月12日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 2年 5月21日 (審査会第5回目)	審議 (第1部会)
令和 2年 6月11日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和 2年 7月15日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和 2年 8月 6日 (審査会第8回目)	審議 (第1部会)
令和 2年 9月17日 (審査会第9回目)	審議 (第1部会)
令和 2年10月15日 (審査会第10回目)	審議 (第1部会)
令和 2年11月12日 (審査会第11回目)	審議 (第1部会)
令和 2年11月26日 (審査会第12回目)	審議
令和 3年 2月 9日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会 (~R2.10.2)
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会 (R2.10.3~)
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会